

常任委員会の審査から

各常任委員会に付託された主な議案について、審査した内容の一部（主な質疑項目、意見の概要）をお伝えします。なお、継続審査案件については、質疑のあった定例会のみ、質疑項目を掲載しています。

財政総務

一般職の任期付職員を採用条例

（全員反対で不承認）

△主な質疑項目▽

- ※12月定例会での審査分
- 任期付職員の活用方針を変更する可能性
- 任期付職員制度で優秀な人材を確保できる可能性
- ※3月定例会での審査分
- 正規職員3年間採用停止以外の任期付職員の採用理由
- 任期付職員の具体的な活用計画
- ※5月定例会での審査分
- 特定任期付職員が担う役割と権限
- 任期付職員活用計画の策定時期
- △反対意見の概要▽
 - 1 一般職の任期付職員との関連条文がある限り賛成できない。
 - 2 規定整備や影響等の検証がさ

れていないため、賛成できない。

3 市長の新規採用凍結の方針を改めるよう強く求め、反対する。

4 新規採用3年間凍結の穴埋めを雇用される側に求める本案に賛成できない。

5 任期付職員を採用予定や職員体制の精査ができておらず、制定根拠が明確でないため、反対する。



一般職の任期付職員の給料の特例条例

（全員反対で不承認）

長期継続契約条例

（全員賛成で承認）

△主な質疑項目▽

- ※3月定例会での審査分
- 運用基準等の作成時期及び契約金額上のメリット
- 適用上限額を定める必要性
- ※5月定例会での審査分
- 締結先の慎重な選定及び履行確認
- 導入により効率化される事項
- △意見の概要▽
 - 1 契約に係る事務の是正と答弁の有言実行を前提に賛成する。
 - 2 一定の工夫により議会のチエックが可能となり、また効果が

見込めるため、賛成する。

3 契約締結限度額を条文に明示する改正を要望し、賛成する。

4 運用指針に基づいた適切な運用を求め、賛成する。

特別職の給与条例等の一部改正

（賛成多数で承認）

△主な質疑項目▽

- 特別職報酬等審議会委員の選出基準及び諮問した理由と必要性
- 同審議会からの答申の妥当性

△賛成意見の概要▽

- 1 今回は同審議会の答申を踏まえた提案であり、賛成する。
- 2 市民が正しく理解できるように、削減は率ではなく金額で公表、公開するよう努められたい。

△反対意見の概要▽

- 1 今後、十分な審議ができる審議会の開催を求める。
- 2 市民負担を強いる中での特別職退職金支給は理解を得られない。
- 3 同審議会は実態把握が不十分で、退職金等の議論も理解し難い。

副市長等の給料及び期末手当の特例条例及び退職手当の特例条例の一部改正（賛成多数で承認）

△質疑項目▽

- 市民に分かりやすく全体像を示した上での明確な説明の必要性

△賛成意見の概要▽

今回の報酬等審議会の開催までに市民に状況等を周知し、理解を得て進めることを強く求め、賛成する。

△反対意見の概要▽

議会の議決をほこにするような提案には到底賛成できない。

一般会計補正予算（第1号）中所管分

（賛成少数で不承認）

△反対意見の概要▽

- 市民負担を求める使用料値上げを含むため、賛成できない。
- ※なお、審査過程で理事者から、一般職の任期付職員の採用条例等が不承認となったこと及び使用料の改正条例等が継続審査となったことに伴い、関係予算の修正の申出があり、委員会はこれを承認しました。

一般会計補正予算（第2号）中所管分

（賛成多数で承認）

△意見の概要▽

- 1 議決内容を無視することは認められないが、他の予算も含まれるため承認せざるを得ない。
- 2 歳入に他の委員会所管分に係る予算があるため、賛成する。

※なお、審査過程で理事者から、一般会計補正予算（第1号）の修正案が承認されたこと及び福祉環境委員会において老人医療費助成を継続するため必要な経費を追加する修正案が承認されたことに伴い、関係予

算の修正の申出があり、委員会はこれを承認しました。

文教産業

市民センター条例の一部改正

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- ※3月定例会での審査分
- 自治会使用を免除対象としない減免基準統一化案の妥当性
- ※5月定例会での審査分
- 地域との施設設置当初の取り決めの継続実施
- 同統一化案において各事由により減免割合を柔軟に設定する必要性

△賛成意見の概要

減免基準が不明確である。統一化された基準を早期に策定されたい。

△反対意見の概要

施設使用料の大幅値上げや不十分な減免基準の見直しは認められない。

市立幼稚園保育料条例の一部改正

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- ※5月定例会での審査分
- 保育料の値上げを行う前に、運営経費等の削減に取り組む必要性

△賛成意見の概要

1 市民負担を優先させず、市民満足度を高める方策を示されたい。

2 今後、明確な目標を定め、効率的運営で市民ニーズに応えることで、入園者が増えることを期待する。

△反対意見の概要

保護者の経済状況を考慮しない一方的な値上げであり、認められない。

私立幼稚園在籍園児保護者補助金交付条例の一部改正

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- ※3月定例会での審査分
- 市立幼稚園保育料条例の一部改正案の施行日と、本条例案の施行日を合わせる必要性
- ※5月定例会での審査分
- 関係団体や保護者の意見を酌み、補助金減額を見直す必要性

△反対意見の概要

- 1 制度見直しはまだ不十分であり、賛成できない。
- 2 約4800万円もの補助金削減は、財政非常事態のしわ寄せの象徴であり、納得できない。

市民プール、武道館、総合運動場及びスポーツグラウンド条例の一部改正

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- ※3月定例会での審査分
- 減免基準統一化案の実施による高齢者や障がい者の利用への影響
- ※5月定例会での審査分

○市民が市外利用者より優先的に利用できる方策の検討

△賛成意見の概要

使用料改定後に利用者が減少する事態になれば、使用料や減免基準を直ちに見直されたい。

△反対意見の概要

減免基準の見直しは、高齢者や障がい者の社会的活動等に悪影響を及ぼすのは明白であり、認められない。

市民体育館条例の一部改正

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- ※3月定例会での審査分
- 指定管理者制度移行によるコスト削減見込み
- ※5月定例会での審査分
- 同制度移行後の体育指導員の職務

△反対意見の概要

民間委託により、地域のスポーツ拠点としての役割が低下するのは明白であり、反対する。



使用料が値上げとなる体育館

一般会計補正予算(第1号)中所管分

(賛成多数で承認)

△反対意見の概要

各スポーツ施設等の使用料値上げの関連予算であり、賛成できない。
※なお、審査過程で理事者から、使用料の改正条例3件が継続審査となったことに伴い、関係予算の修正の申出があり、委員会はこれを承認しました。

一般会計補正予算(第2号)中所管分

(全員賛成で承認)

△主な質疑項目

○千一地区公民館とコミュニティ施設との合築における柔軟な設計

△意見の概要

既に議決したものを覆す議案が上程されるのは理解できないが、他所管分との関連もあるため、賛成する。

福祉環境

老人医療費助成条例の一部改正

(賛成多数で承認)

△主な質疑項目

- ※3月定例会での審査分
- 他の制度変更による負担増も考慮した、負担軽減策の必要性
- 大阪府の補助金廃止時には制度継続し、今になって廃止する理由



総合福祉会館

※5月定例会での審査分

○国が予算措置を継続する中で、
急に制度改定することの是非

○影響を最小限に抑えるよう現制度
を一定期間継続する必要性

※なお、審査過程で理事者から、
施行日を「平成24年8月1日」から「平
成25年8月1日」に変更する原案修
正の申出があり、委員会はこれを承
認しました。

△反対意見の概要▽

施行日は延長されたが、負担増は
変わらないため、賛成できない。

一般会計補正予算(第2号)中
所管分 (賛成多数で承認)

△主な質疑項目▽

- ヒートアイランド対策の事業者負
担が産業活性化を阻害する懸念
- 同対策への本市独自の目標設定
- 生活介護事業の市による運営継続
の必要性及び株式会社を委託選考

対象者とすることの是非

○がん検診自己負担金増加による受
診率低下の防止策

※なお、審査過程で理事者から、老
人医療費助成条例の一部改正条例が
一部修正されたことに伴い、関連予
算の増額修正の申出があり、委員会
はこれを承認しました。

△賛成意見の概要▽

がん検診自己負担金の値上げ時期
を見直すよう強く要望する。

△反対意見の概要▽

命に関わる生活介護事業の安易な
民間委託は認められない。

病院事業会計補正予算
(賛成少数で不承認)

△反対意見の概要▽

特別職の退職金復活は市民理解を
得られないため、賛成できない。

建設

水道事業会計補正予算(第1号)
(賛成少数で不承認)

△質疑項目▽

- ※3月定例会での審査分
- 技術継承や災害等へ対応するため
の正職員の適正な配置の必要性

水道事業会計補正予算(第2号)
(賛成少数で不承認)

(賛成少数で不承認)

特別委員会の報告から

各特別委員会の平成23年(2011年)度の活動経過が委員
長から本会議で報告されまし
た。内容の一部をお伝えします。

吹田操車場等跡利用対策

本委員会は、旧国鉄吹田操車場跡
地等の利用に関して、本市のまちづ
くりに沿った利用計画を実現するた
めの対策に取り組んできました。

昨年6月22日の委員会では、国立
循環器病研究センターの移転決定時
期及び本市の吹田操車場跡地への誘
致に向けた期限設定の必要性につい
て質問がありました。

市からは、同センターの移転時期
は、内部でおおむね決定しているよ
うであるが公表されておらず、本市
としては土地区画整理事業の工事に
関り、平成23年(2011年)秋
がリミットと考えているとの答弁が
ありました。

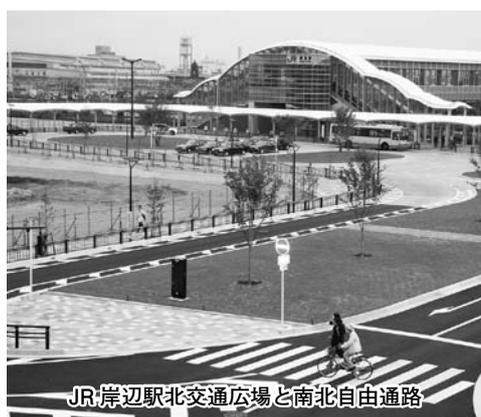
昨年11月17日の委員会では、吹田
貨物ターミナル駅(仮称)建設工事
に伴う振動測定器の増設について質
問がありました。

市からは、振動測定器増設は想定
していなかったが、事業者を厳しく
指導し、必要性の説明を求めたい。

また、大きな揺れが予測される場合
には測定器設置を指導しているとの
答弁がありました。

本年4月17日の委員会では、地下
道を含む区画街路7号線廃止の報告
を今行つ理由について質問がありま
した。

市からは、国立循環器病研究セン
ターの移転候補地は、区画街路7号
線のある用地が適当であり、建設す
る施設の構造上、地下道の存続は困
難である。移転表明に合わせて、議
会に説明をした上で、地元で詳しい
説明を行う予定であった。移転表明
はまだであるが、市では土地区画整
理事業を進めており、事業計画の変
更手続には相当な期間を要するた
め、平成26年度の工事着手の工程か
ら逆算すれば、地元や議会の理解を
得るのは、今が最終の時期であると
判断したとの答弁がありました。



JR岸辺駅北交通広場と南北自由通路

都市環境防災対策

本委員会は、市民の生活環境の保全と交通の利便向上を図るとともに、災害に強いまちづくりなどの対策に取り組んできました。

地域防災計画の見直しについては、

避難所運営マニュアル素案を作成するとともに、防災ハンドブックを全面改訂しました。また、被災者に対する食料等物資の供給や津波災害または水害時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定を締結しました。

環境に関する計画の推進については、第2次環境基本計画に掲げた、

ごみ減量目標値の実現、地球温暖化防止対策の強化等に向け、一般廃棄物処理基本計画の改定を行いました。

アスベスト飛散防止に関するモデル事業については、昨年10月3日から本年2月24日までの間、市内のすべての解体工事等の現場120件に立ち入り調査を行い、アスベストの使用がないとされていた工事未着工の現場3件でその使用が判明し、除去等、適切な措置を講ずるよう指導しました。

バリアフリー特定経路の整備については、

JR吹田駅南側駅前広場において、平成18年（2006年）度から段階的に整備を進めてきました

が、本年3月に完成しました。



バリアフリー化が完了した JR 吹田駅前広場

建築物等の安全対策については、

市有建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事を実施し、民間建築物の耐震診断・耐震改修費用の助成を行いました。

市民病院の在り方検討

本委員会は、老朽化する市民病院の在り方について検討してきました。

本年2月17日の委員会では、政策決定後に経営形態検討委員会を設置する理由及び地方独立行政法人への移行準備スケジュール案の妥当性について質問がありました。

市からは、本年2月8日の政策会議で地方公営企業法の全部適用から地方独立行政法人への移行を決定したが、その他の経営形態について、本市以外の立場での検討を行ってもらうため、同委員会を設置した。移

行に係るスケジュール案は、他の自治体病院の事例を参考にしているが、議会の議決を要する定款の策定から起算すると、法人設立までに最短でも1年半を要すると考えている。また、本年12月定例会で定款策定の議決を得て、大阪府の認可を受けていきたいとの答弁がありました。

本年4月12日の委員会では、国立循環器病研究センター移転の進捗よく状況及び公的病院の役割を果たすための取り組みについて質問がありました。

市からは、国立循環器病研究センターの建替整備構想検討委員会ではないが、患者の利便性や研究施設の併設等を考慮すると、誘致を表明する他の自治体と比較しても、吹田操車場跡地に地勢的な問題はなく、市として同跡地への受け入れ準備を着々と進めるべきと考えている。また、公的病院の役割としては、市内の救急医療の4割以上の件数を受け入れている。市の福祉医療行政としての取り組みにも協力していきたいとの答弁がありました。

議会改革

本委員会は、議会運営委員会で決定する検討事項のうち、議会改革に関する事項及び特別委員会独自に

決定する事項を検討することを目的に、昨年7月定例会において新たに設置されました。

本委員会において検討した事項のうち、**本会議における代表質問、質問の在り方については**、会派の発言時間は、代表質問、質問を合わせて、会派構成人数掛ける20分とし、代表質問は60分以内、質問は一人20分以内とする。代表質問で使用しなかった時間は質問の時間に充てることができる。代表質問を行うかどうかはその都度、その会派が判断する。また、質問は人数制限なしとする。これらの質問方法の見直しは、本年3月定例会から実施することになりました。

本会議における対面形式の質問の導入について及び一問一答方式の質問の導入については、本年9月定例会から試行的に実施することになりました。

本会議録・委員会記録公開のスピードアップについては、本年5月定例会分から初校の本会議録を本会議閉会后、約20日以内に市議会ホームページに会議録速報版として掲載することになりました。

議員報酬、政務調査費、議員定数についてなど、その他の検討事項は継続して検討するため、役員改選後の本委員会への引き継ぎ事項とすることになりました。